

# 公 告

## ◎九州旅客鉄道株式会社公告第9号

旅客営業規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日乗車となるものから施行します。

平成 29年1月25日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

本文中、次のように改める。

第9条を次のように改める。

（期間の計算方）

第9条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。

2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

（注） 期間の始期及び終期の例を示せば、次のとおりである。

（例1） 3月20日から1日間とは、3月20日のみである。

（例2） 6月1日から1箇月間とは、6月30日までである。

（例3） 11月30日から3箇月間とは、2月末日（平年の場合は2月28日、閏年の場合は2月29日）までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。

第57条第2項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

同条同項第2号中「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合」を「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」に改める。

同条同項第3号ただし書を次のように改める。

ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。

同条同項第7号中「新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合」を「新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」に改める。

同条同項第8号の次に次の1号を加える。

（9）札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

同条第8項中「別に定めるときを除き、」を「、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、」に改める。

同条第9項を次のように改める。

9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。

- (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
- (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。
- (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車有明号及びかもめ号。
- (4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。

同条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する指定席特急券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。

第57条の3第1項第1号中「北海道旅客鉄道会社線内の新幹線以外の線区の停車駅相互間、特別急行列車『あそぼーい！号』の展望席及び白いくろちゃんシート」を「北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間」に改める。

第58条第2項第1項ただし書を次のように改める。

ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

同条同項第2号中「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合」を「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」に改める。

同条同項第3号ただし書を次のように改める。

ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。

同条同項第7号中「新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅相互間を利用する場合」を「新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合」に改める。

同条同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

同条第3項中「別に定めるときを除き、」を「、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、」に改める。

同条第5項を次のように改める。

- 5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。

同条中第9項の次に次の2項を加える。

- 10 特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合に発売する特別車両券は、大歩危駅を発駅又は着駅とするものに限って発売する。
- 11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。

第69条第1項第1号中「森以遠（桂川方面）」を「森以遠（石谷方面）」に改める。

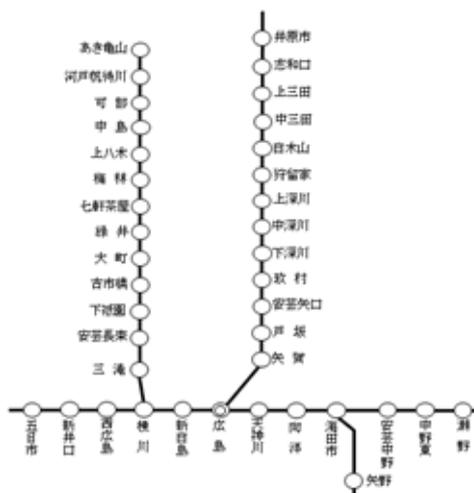
第74条の2中第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・金沢間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

第74条の4第3項中「新幹線以外の線区の特別急行列車」を「新幹線以外の線区の特別急行列車（「トランススイート四季島号」を除く。）」に改める。

第86条第7号を次のように改める。

(7) 広島市内



第99条の2第1項第1号イ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の2第1号イに規定する額から第95条第1号イに規定する額を差し引いた額

同条同項同号ロ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の2第1号イに規定する額を折半し、は数整理した額から第98条第1号に規定する額を差し引いた額

同条同項同号ハ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第95条の2第2号イに規定する額から第95条第2号イに規定する額を差し引いた額

同条同項同号ニ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第3号イの(イ)に規定する額から第103条第2号の規定により計算した額を差し引いた額

同条同項同号ホ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第1号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

同条同項同号ヘ中(ロ)を(ハ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)の前に次を加える。

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第104条第2号イの(イ)に規定する額から第103条第1号の規定により計算した額を差し引いた額

第125条第1項第1号ロの(ホ)を次のように改める。

(ホ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から520円をそれぞれ低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	301キロ メートル 以上
料 金	円 820	円 1,140	円 1,340	円 1,450	円 1,750	円 1,900	円 2,010	円 2,170

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

前(a)の表に定める料金から520円を低減した額とする。

b 特別急行列車「あそぼーい!号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	301キロ メートル 以上
料 金	円 1,030	円 1,350	円 1,550	円 1,660	円 1,960	円 2,110	円 2,220	円 2,380

第126条を次のように改める。

(急行列車と普通列車とが直通運転する場合の急行料金)

第126条 第57条第9項の規定により急行券を発売する場合の急行料金は、急行列車の乗車区間に対する急行料金とする。

第126条の2中「第57条第10項」を「第57条第11項」に改める。

第130条第1項第1号口の(イ)中「(ロ)及び(ハ)以外の個室」を「(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の個室」に改める。

同条同項同号口の(ハ)を(ニ)に改め、(ロ)の次に次を加える。

(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランスイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

b 東日本旅客鉄道会社線内(ただし、蟹田・中小国間を除く。)の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a) スイート

	2人用個室
料金	円 15,000

(注) 1人当りの料金とする。

(b) DXスイート(四季島スイート、デラックススイート)

	2人用個室
料金	円 25,000

(注) 1人当りの料金とする。

同条同項同号口の(ニ)の次に次を加える。

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)(1人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1人用個室
料金	円 135,000

b ロイヤルツイン

	2人用個室
料金	円 90,000

c ザ・スイート

	2人用個室
料金	円 360,000

- d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 1 名）ごとに 35,000 円とする。
- e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 2 名）ごとに 94,000 円とする。

第139条の3第4号を次のように改める。

(4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、820円とする。

第152条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時に使用する場合に限り、第147条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座席指定券を使用することができる。

第157条第1項第3号本文及び図中「八本松」を「寺家」に改める。

第167条第1項第11号中「第152条」を「第152条第1項」に改める。

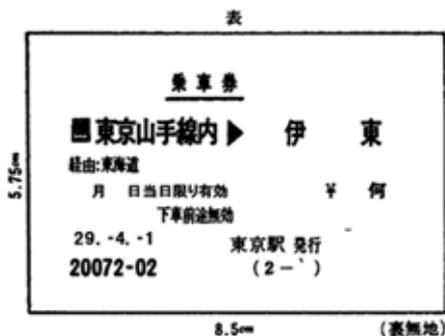
第172条第1項中「指定された急行列車」を「指定された乗車日、急行列車」に、「に限って、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで」を「、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って」に改める。

第174条第1項第8号に次のただし書を加える。

ただし、第152条第1項及び第2項に規定する場合を除く。

同条同項第9号中「に使用したとき」を「、旅客車又は座席に使用したとき」に改める。

第223条第4号中図を次のように改める。



別表第1号中「横川・可部」を「横川・あき亀山」に改める。

附則

この公告は平成29年3月4日乗車となるものから施行する。ただし、第99条の2第1項第1号に係る改正は平成28年3月26日から適用し、第74条の2、第74条の4、第130条及び第223条に係る改正は平成29年4月1日から施行する。